

第 37 回神奈川県障害者自立支援協議会 議事録

開催日時	令和 6 年 8 月 21 日（水）13 時 30 分から 16 時 45 分まで
開催場所	神奈川県庁西庁舎 7 階 701 会議室
出席者 (21 名)	<p>【会長】鈴木委員 【副会長】戸高委員</p> <p>【委員（名簿順）】小山委員、小泉委員、下条委員、山崎委員、佐藤委員、千葉委員、八重樫委員、村井委員、笹田委員、安田委員、菊本委員、森下委員、高橋委員、中村委員、竹田委員、沼田委員、井上委員、川本委員</p> <p>【代理出席】山口様（杉山委員代理）</p>
傍聴者	1 名
次回予定	令和 7 年 3 月頃
担当者	<p>障害福祉課企画グループ 栗山</p> <p>電話(045)285-0528 ファクシミリ(045)201-2051</p>
掲載形式	議事録
協議会経過	下記のとおり
<p>【議題】</p> <p>1 協議事項</p> <p>(1) 神奈川県障害者自立支援協議会の活動の促進に向けた方向性について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 「運営会議」の設置及び「圏域地域生活ナビゲーションセンター連絡会議」の実施について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 各政令市及び各障害保健福祉圏域の障害者自立支援協議会等の課題と取組について</p> <p>(2) 「神奈川県高次脳機能障害相談支援体制連携調整委員会」への委員推薦について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 障害福祉課からの報告</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 専門部会及び基幹相談支援センター連絡会の開催状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 相談支援事業の実施状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 相談支援従事者研修の開催状況及び実施予定について</p>	

エ 神奈川県相談支援事業所開設促進セミナーについて

オ 人材育成ビジョンについて

(ア) 神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョンの改定について

(イ) 神奈川県サービス管理責任者・児童発達管理責任者人材育成ビジョン（障害サービス課）

(2) 地域福祉課からの報告

支援員助手事業について

(3) 障害サービス課からの報告

ア 株式会社恵への連座制の適応と対応について

イ 県立障害者支援施設における虐待事案への対応状況について

ウ 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

エ 今後の県立障害者支援施設のあり方について

オ 障害児移行促進事業「マッチング会議」の設置について

3 その他

【配布資料】

1 協議事項

【資料1】 「運営会議」及び「圏域地域生活ナビゲーションセンター連絡会議」について

【資料2】 各障害保健福祉圏域の障害者自立支援協議会の開催状況等について

【資料2（別表）】 各地域の課題と取組みについて

【資料3】 「神奈川県高次脳機能障害相談支援体制連携調整委員会」への委員推薦について

2 報告事項

【資料4-1】 権利擁護部会の開催状況について

【資料4-2】 基幹相談支援センター連絡会の開催状況について

【資料5】 相談支援事業の実施状況について

【資料6】 相談支援従事者研修の実施状況等について

- 【資料 7】 神奈川県相談支援事業所開設促進セミナーの実施状況について
- 【資料 8 - 1】 神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン（改定イメージ）
- 【資料 8 - 2】 サービス管理責任者・児童発達管理責任者（サビ児管）人材育成ビジョン（策定イメージ）
- 【資料 9】 令和 6 年度支援員助手導入支援事業概要
- 【資料 10】 株式会社恵の不正行為等への対応について
- 【資料 11】 県立障害者支援施設等における虐待事案への対応状況について
- 【資料 12】 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について
- 【資料 13】 今後の県立障害者支援施設のあり方について
- 【資料 14】 障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援に係る取組状況について

3 資料提供

- (1) 第 28 回日本自閉症協会全国大会 A L L かながわ大会
- (2) 神奈川県総合リハビリテーション支援センター 高次脳機能障害支援の取り組み

【協議会内容】

≪事務局による進行（司会：障害福祉課 鳥井課長）≫

- ・協議会の運営に関する事務連絡（資料及び委員の出欠席の確認）
- ・委員一部改選について（詳細【令和 6 年度委員一部改選】を参照。）
- ・大澤福祉部長挨拶

≪鈴木会長≫

皆様、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。本日も 3 時間という予定で、大変長丁場でございますが、要領よく進めて参りたいと思います。ご協力のほどよろしくお祈いします。

では、議事に入ります。協議事項（1）「神奈川県障害者自立支援協議会の活動の促進に向けた方向性について」、事務局からの説明をお願いします。

≪協議事項（１）アについて、障害福祉課企画グループ 栗山主任主事より【資料１】に基づいて説明≫

≪鈴木会長≫

ありがとうございます。それでは、アに続けてイについて各圏域から報告をいただき、ア、イについてまとめて質疑の時間としたいと思います。

それでは、「各政令市及び各障害保健福祉圏域の障害者自立支援協議会等の課題と取組について」、横須賀・三浦障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）からの報告を山崎委員よろしくお願ひします。

≪山崎委員≫【資料２】８～９ページ、【資料２（別表）】１ページを参照

横須賀・三浦圏域地域生活ナビゲーションセンター（以下「圏ナビ」という。）を受託している横須賀にある社会福祉法人海風会の山崎です。よろしくお願ひします。

令和６年７月３１日に圏域障害者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を開催しました。「１８歳の壁」という問題の中にいくつか課題があるが、その中で、「支援学校から成人系福祉サービスに移行する際の課題として、（個人情報保護の観点等から）学校側として、紙で情報提供することが難しくなっているという現状があり、イエローファイルや、サポートブックのような情報共有ツール等、各市町で作っているものをうまく活用していく方法を考えていこうということ

を再度認識しました。

また、当事者委員からの意見として、当事者の方たちに、「協議会のイメージがつかめるような情報が出ていない。」「市町等でも、チラシを作成する等の動きは取れないだろうか。」という意見がありました。また、「セルフプランゼロ」ということを協議会等で、話があったとしても、その「セルフプランゼロ」の意味をみんながわかるような説明がされていないという指摘もあり、当事者の方たちへきちんと説明会をすることによって、当事者みんながセルフプランゼロに向けて協力してくれるのではないだろうかという意見がありました。このことについても、市町で今後取り組んでいく必要を感じております。

その他に【資料２（別表）】に記載している「行動障害の方の支援」についての課題が挙げられます。圏域内に三浦しらとり園がありますが、行動障害のある方は最近入所することがなかなかできないという状況が続いています。短期入所も枠が絞られていて、

利用することが難しく、在宅生活が困難になった場合、以前は期限付きの入所や、短期入所等で受入れていただき、1度親子分離を図って、適切な支援の元で行動を整え、再度在宅生活に戻ることや、グループホームの利用を開始する等、行き先を探すことができていたが、現在は緊急的に精神科病院に入院するというケースが圧倒的に増えてきているという事例が圏域協議会で報告されております。その中で、課題解決に向けた取組について、圏域協議会の中で、行動障害のある方に対する支援は、入所ありきの問題ではないということを念頭に置き、在宅生活を続けるためには、経費の問題だけでなく、セーフティーネットとしての機能を考えてもらいたいという意見が出ております。

《鈴木会長》

ありがとうございました。では、続きまして、湘南東部圏域、佐藤委員をお願いします。

《佐藤委員》【資料2】10～11ページ、【資料2（別表）】2ページを参照

湘南東部圏ナビの佐藤と申します。湘南東部に関しましては令和6年8月2日に対面で第1回目の圏域協議会を実施しました。協議内容につきましては、記載の通りですので資料を御確認下さい。

【資料2（別表）】を御覧ください。圏域の地域課題及び取組状況についてお話しします。当圏域協議会では、各委員から「それぞれの機関から見た圏域における地域課題」というテーマで様々な意見をいただき、「相談支援体制」と、「住まい・暮らし」の大きく分けて2つの課題が挙げられました。その背景としては記載されている内容が要因となっていると委員から意見をいただいております。

「相談支援体制」に関する意見の中には、当事者委員から「相談支援」や「計画相談」ということが、まだうまく知れ渡っておらず、それらを活用することができるということを知らない人が多いという話を伺い、周知方法について課題を感じているところです。また、湘南東部圏域は、セルフプラン率が高い地域になっており、このことについても相談支援体制が課題の背景にあると考えております。

「住まい・暮らし」に関しては、行動障害の方々を取り巻く課題が多く、グループホームから退去を迫られてしまっている事例や、自宅での生活が困難になっている事例等の報告があり、地域や望むところで暮らしていくことをどう支えていくのかということが、大きなテーマとなっていると思っております。

いろいろな課題が圏域協議会の中で抽出されてはいますが、これらすべてを協議会の中で協議していくことについては少し困難さがあり、課題を事務局で整理し、ワーキング方式で議論していくのか、もう少しさらに整理した中で協議会の中で検討していくのかを、事務局で検討していければと思います。相談支援体制については各市町の動きもありますので、そういったことも協議をしながら進めていけたらと思っています。

県と協議していきたいことについては、行動障害がある方たちの支援体制強化等、今回の法改正では、「広域的な支援事業」のような対策も出てきていますが、そういった支援体制をどう強化していくのかということや、在宅の方たちの緊急時の受け入れ先がなかなかないため、地域生活支援拠点事業で支えている中でも、限界が出てきているケースもあるので、そういったことにどう対処していくのかということ湘南東部圏域から県に提示する課題として挙げさせていただきました。湘南東部からは以上になります。

《鈴木会長》

ありがとうございました。では、湘南西部圏域、千葉委員お願いいたします。

《千葉委員》【資料2】12～13 ページ、【資料2（別表）】2 ページを参照

湘南西部圏ナビの千葉です。よろしくお願いいたします。

湘南西部圏域は、7月31日に第1回の圏域協議会を開催したので、そこで挙がってきた地域課題と取組の状況について報告をさせていただきます。

湘南西部圏域における課題として、「日中サービス支援型に代表される重度障害のある方を支援するグループホームにおいて、支援の質が十分と言えない事業所が散見される」ということを挙げさせていただきます。湘南西部圏域では、令和4年度第2回圏域協議会から、グループホーム関連の課題を挙げておりますが、今期におきましてはこのような表現をとらせていただいております。この課題に対する、地域での取組みは、①から③に記載する通りです。

①市町協議会では事業評価（日中サービス支援型のみ対象）により、時間を割いて、適切な助言ができる場を設けています。しかしながら、「実際のところ、助言が役立てられているのかを確認できない」という意見があり、何年も同じ助言をしている状況が続いて、「これ去年も言ったんですけど」というような、枕詞をつけながらの助言になってしまっているのが実情です。そういった事業所が1つや2つではなく、圏域協議会に参

加している市町協議会の会長方から、このまま続けるべきなのだろうかという話も出てきている状況です。

②市町グループホーム連絡会等では、その活動に参加を促して横のつながりを作り、孤立を防ぎ、研修会・事例検討会を開催してスキルアップを支援しています。しかし、委託相談支援事業所からは、職員の入れ替えが多く、支援スキルの蓄積がないまま、重度障害のある人の受け入れをしており、短期間での退去や、他害行為に繋がり、悪循環になっているという報告がありました。

③グループホーム所在地の行政、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所が、他地域から入居した方の支援が立ち行かなくなっていることに気づき、その援護地に連絡して協働で支援している事例が報告されています。こういったグループホームが援護地に相談しないまま抱え込んでしまい、より困難な状況になってしまっていることがわかってきたところです。

そして、別表の最後に書かせていただいておりますが、こういった状況を踏まえ、どうすれば重度障害者の方を受入れているグループホームの運営会社等が支援現場の体制を整え、支援の質を担保するようになるのか、どんな働きかけができるのかということとをこの場で一緒に考えていただきたいと思っております。圏域だけの取組ではなかなか進まないと感じており、是非この県協議会において、この課題を継続して審議いただきたいと思っております。湘南西部圏域からは以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございました。では、続きまして県央圏域、八重樫委員お願いいたします。

《八重樫委員》【資料2】14～15ページ、【資料2（別表）】2ページを参照

県央圏域ナビの八重樫です。県央圏域の報告をさせていただきます。県央圏域協議会の構成として、圏域協議会だけではなく、課題別に部会連絡会を作っており、地域課題については部会本体で協議をする形としています。この地域課題に関しては、ここ数年大きく変わってはおりません。相談体制の拡充や、特に地域生活支援拠点のこと、行動障害のある方の緊急だけに限らず、日常の支援や、居住の場については、ずっと考え、課題となっております。

先日、株式会社恵のグループホームの事件もございましたが、県央圏域の中では3年

前ぐらいから、グループホームもおける支援力の問題があり、受入れはすぐにしてくれるが、すぐに退居させられてしまい、それが相談支援にすぐ繋がってくるという課題があり、どうやって地域の中でグループホームを支えていけるような体制を作ることができるのかということ協議してきたという経緯がございます。

別表を御覧ください。県の協議会の活性化と、地域、市町村単位で起きている課題等をどのように県の協議会の中で共有したり、課題解決に向けた取組みを検討したりしていくことについて、県央圏域からは2点皆様と一緒に考えていきたいと思っていることがございます。

1つは、行動障害のある方の短期入所も含めた居住の場の問題もございますが、地域単位でどうやって行動障害ある方々の支援を行うことができる人材を育成していくのかということで、地域生活支援拠点の機能の中で、市町村単位で実施していくことについては、いささか限界がきている印象を持っております。そのため、こうしたことについても、県の協議会の中で、何かアイデアや、方策を出していきながら、取り組んでいけたらと思っております。

また、行動障害のある方々、これまで県立施設の方で対応してきた経緯があるかと思いますが、なかなか今、短期入所も利用ができないというところで、セーフティーネットとしての機能も、一端を担ってきたと思うので、そういったところについても、市町村と県を含めて協議を進めていかないといけないと感じております。

このところ圏域の方で、市町村と一緒に活動すること多いが、市町村と県との距離感みたいなものをすごく市町村側は感じられていて、もう少し地域の状況を見ながら、県の考えとか、津久井やまゆり園の事件からの経過もわかりますが、そういったところも含めて、一緒に協議していきたいといった意見もいただいているので、この場で共有させていただきます。

課題だけではなく、それぞれの市町村においても、いろいろと取り組んでいることがあります。例えば、グループホームの連絡会のようなものを各市町村単位で進められている自治体が増えてきています。目的としては、職員同士の顔が見えるよう横のつながりづくりや、金銭管理の方法1つにしても、グループホームごとにやり方が違うことがあり、利用計画をどんな形で作っているのかといったことの情報交換をすること等が挙げられ、今後、事例検討を地域の中で行っていこうと準備を進めている地域もございます。こういった取組を県央圏域の中で共有しながら、他市町村でも、こういう取組をし

ていこうというようなお話も出てきておりますので、県協議会で共有する中で、全県的に進めていけたらと思います。県央圏域からは以上となります。

《鈴木会長》

ありがとうございました。では、続きまして県西圏域であります、県直営のため、事務局から報告をお願いします。

《障害福祉課企画グループ 栗山主任主事》【資料2】16～17ページ、【資料2（別表）】2ページを参照。

障害福祉課企画グループの栗山です。県西圏域に関しては、今年度は障害福祉課が運営しておりますので、私の方から説明させていただきます。

県西圏域の課題は主に5つ挙げられます。その中で、一番の課題としては、圏域協議会を今年度は県が直営していることが挙げられます。2つ目としては、日中サービス支援型共同生活援助においては、次年度から開始になっておりますが、地域連携推進協議会の具体的な議論が進んでいないこと。3つ目は、災害時の対応について課題があること。4つ目が情報の共有の方法について。そして、5つ目がわかりやすい協議会づくりを行っていくこと。以上の5つの課題についての議論を行っております。

県西圏域は、南足柄市を中心とした足柄上地区と、小田原市を中心とした足柄下地区2つの地域協議会がそれぞれ市町協働で設置されております。昨年度、圏域協議会は年間2回の開催を予定しておりましたが、様々な理由から1回の開催となってしまったことがあり、地域の協議会においても2回の予定が1回の開催となってしまった協議会もありました。開催回数が減ってしまったことにより、地域の課題についての議論がなかなかできなかったということが各委員から反省と課題として挙がっております。やはり、まずは安定した運営を行っていくことが当たり前のことではあります、大切なことだと改めて感じているところです。

また、県が直営で圏域協議会を開催して実感したこととして、地域との関係性の部分で、やはり、地域の課題を考えていく上では地域の皆様の力を借りていく必要があります、県直営で圏域協議会を運営していくことの難しさを感じております。そのため、来年度に向けましては、現在、圏域内の法人等に声をかけさせていただいて、来年度、圏ナビの事業を受託できないかということをご相談しているところです。圏ナビの事業説明

に関しては、他圏域の圏ナビの皆様、そして、これまで他県の支援を行ってきた経験のある菊本委員の協力の元、実務に則した説明を行っているところです。このことについては、引き続き調整を行っていきたいと考えておりますので、再度、報告・相談させていただければと思います。県西圏域については以上となります。

《鈴木会長》

ありがとうございます。ここまでで各圏域からのお話をいただきました。続いて、政令市からの報告をお願いしたいと思います。横浜市の中村委員が所用により、本日は遅れて出席されるとのことですので、横浜市は資料を参照いただき、川崎市の竹田委員をお願いします。

《竹田委員》【資料2】4～5ページ、【資料2（別表）】1ページを参照

川崎市の報告をさせていただきます。昨年度から川崎市の自立支援協議会の運営方法について少しずつ変え始めているとこれまで報告をさせていただいております。課題としては、資料に書いてあるとおり、課題の抽出まではできるが、それをどのように解決に持っていくのかというところがなかなかうまくいかず、課題だけが積み上がってしまい、課題だけで200以上出ているものの、それをどうしようかというところまでなかなかいかないことがあります。現在、解決に向けた取組として、やはり誰が課題解決に向けたアイデアを出していくのかというようなリーダー役がいないと進んでいかないと考えております。このことについては、基幹相談支援センターの職員だけではなく、行政も一緒に取り組んでいかないといけないだろうと考え、川崎市内の3ヶ所に障害者の専門相談機関として「地域リハビリテーションセンター」を設置しているので、そこが一緒になって、各区レベルで地域課題の抽出と課題解決に向けた取組を行うための提案ができるような人材を育成していかななくてはならないと考え、今年度から「地域づくり検討会議」を基幹相談支援センターと地域リハビリテーションセンターと一緒に立ち上げ、課題抽出から、それを受けた取組のできる人材を育てていこうという取組をしております。

この取組を進めていく中で、これまでそういった人材育成について考えずに協議会を開催してきたといった反省点が出てきており、改めて、どう進めていくべきなのかといった勉強会を開催しております。

一方で、引っ張っていく役割の人材育成はやっておりますが、地域で活動していただいている委託相談の方や指定特定の方、そして、区役所の障害担当の職員もですが、日々の相談業務に忙殺され、自分たちのスキルアップをする機会がなかなかないということがあり、協議会に来ても、課題を出して後はよろしくというようなマインドになりがちなので、そういった方々のバックアップもしていかないとならないと思いますので、そういった部分については、人材育成の取組として、主任相談支援専門員や、川崎市独自の認定リーダーの方々に集まっていただいて、相談支援専門員の人材育成をどうしていくのかということについて考えていく仕組みを作れたらと考え、今年度は同時並行で進めていきたいと考えております。川崎市からの報告は以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございます。では、続きまして相模原市の沼田委員お願いします。

《沼田委員》【資料2】6～7ページ、【資料2（別表）】1ページを参照

相模原市です。よろしくお願いします。今年度の開催は、5月24日に開催し、議題としては、資料に記載されている5つの内容です。今後、10月と3月に開催を予定しており、年間3回の開催を予定しております。

地域課題及び取組み状況ですが、資料に記載されている内容は、昨年と同じ内容を記載させていただいております。今後、専門部会の中で検討して、また、課題を継続していくのか、あるいは新たな課題を出していくのかということについて今後検討するというような状況です。簡単ですが、相模原市からは以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございました。横浜市に関しては、到着が遅れているため、【資料2】1～3ページ、【資料2（別表）】1ページを御参照ください。

ここまで、協議事項の（1）について、この協議会の活動促進に向けた方向性についてお話を伺いました。

事務局からは【資料1】に関して、運営会議の設置、そして、圏域地域生活ナビゲーションセンター連絡会議を実施することで、議論を良い形で回していく方法が提案され、動き始めたところでございます。

また、各政令市及び各圏域の協議会の課題と取組では、各圏域と政令市における課題を共有し、県協議会の中でどう扱っていくのかということでの課題を提案いただきました。そのことについて【資料2（別表）】を見ますと、多くの課題が挙げられておりましたが、少し目を引くのは、「行動障害のある方に対する支援をどうしていくのか」ということや、「障害のある方の地域生活の生活拠点であるグループホームの質の問題」については、本当に喫緊の課題だと感じております。

また、県西圏域に関しては、やはり圏域の協議会を担う圏ナビが機能しないと、地域全体の課題の集積や、課題解決に向けた取組み等が非常に遅れてしまうということがはっきりとわかりました。是非、県の力と、民間の事業者の方の力を何とか合わせていただき、県西圏域において、地域の課題が見えないということが一番の課題だと思っておりますので、このことについて、進めていただきたいと思います。

ここまでのことについて、皆様から質問や意見、ここで分かち合っておきたいような情報等がありましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。それでは、森下委員お願いいたします。

《森下委員》

社会福祉法人みなと舎の森下です。よろしくお願いたします。

「自立支援協議会のあり方」について、各圏域の状況のお話を受けての印象として、例えば「人材の課題」を取り上げていますが、「どのような人材を育てたいのか」「どのような人材を求めているのか」が具体的でない。「人材育成」「人材の課題」「人材の確保の難しさ」について、すごく抽象論的な捉えになっていて、今後何をしようとしているのか、全然見ないで終わっているのではないかと感じます。

私が人材を考えると、例えば「現場実践に当たれる、直接支援や援助論、技術を身に着けた質の高い相談支援の人材を育てたいんだ。」とか、「地域の課題を見つけていける力をつけた人材を育てたいんだ。」とか、「制度の課題や制度をブラッシュアップしなければいけない。それを見立てのできる人材を育てたいんだ。」とか、どのような人材を求めたいのかが見えないことが1つ。

2つ目は、各地域で行動障害の方の課題が上がっていますが、その前に地域で行動障害の方を受入れていこうというビジョンがあるのかということです。行動障害のある方々について、私のつたない経験の中で感じることとして、行動障害の関連項目の点数

表示が出たことによって、本当にこの人が行動障害かという人も、数値的に行動障害という枠に入ってしまうという人も増えたような気がします。よく行動障害の方の状態像を話すときに、支援者は「環境要因だ。」ということを行います。行動障害というのは、何が課題なのかということです。環境の課題なのか、本人の本質的な課題なのか、或いは、支援力としての課題なのか、行動障害という人を捉えるときに、何が課題なのかということをもっと捉えないと、その先の手だてが見えてこない。本人の本質的な部分の課題性の高い人は、僕は、実際のところは数パーセントだと思っています。

環境要因の中で、つまり、職員の支援力との連動性の中で難しさを感じている人が、多いのではないかと感じます。行動障害の課題は、支援者の見立てを含めたそこが課題だというとらえ方を具体にしていかなければいけないと思います。

グループホームの問題については、我々が社会福祉法人を営んでいる上で、なかなか言いにくいところもありますが、過去に横須賀市の 20 年間のグループホームの設置の推移を調べたことがあります。その結果、自立支援法ができる前、社会福祉法人が地域の課題にアプローチして頑張っていて、相当数のグループホームは自立支援法ができる前後につくられていました。この制度が成熟してきた最近の 5 年間くらい、ほとんど社会福祉法人が手をつけなくなったという感じがします。先ほどの結果のように、株式会社や、社会福祉法人以外の事業所の参入が課題だと言っていますが、そこを利用する人がいる中で、社会福祉法人の皆さんは重度障害の方を受け入れ可能なグループホームを作ろうと思っているのですか、なぜつけれないのですか、と問われなければいけないと思っています。

なぜ社会福祉法人を問わなければいけないかと言うと、非常に乱暴な言い方になりますが、社会資源としての総合力があるからです。グループホームだけでなく、入所施設や通所施設、相談支援を持っている等、今、参入してくるグループホームは、単独のところが多い。総合力的には非常に弱いと思います。その総合的に非常に弱いところが、これからの地域のベースラインを作ってくれるのかと言ったら、決して私はそう思えない。だから、なぜ、社会福祉法人はやらないのですか、なぜ、できないのですかと、もっと自分たち事として、問い直さなければいけないことと思いました。

そして、このような地域課題は、誰が責任を取るのかという話で、私は、最終的な地域課題の責任は行政が取らないのですかと問いかけていくことが必要で、市町ができなければ県の課題だということは、何となくたらい回しのように聞こえます。今の日本の

社会保障のあり方は、市町村の役割や県の役割、国の役割が、たらい回し状態にするのではなく、責任を取るべきところが取るべきです。だから、市町村が責任とれないものは、県と相談しなくてはいけないかもしれませんが、市町村にも責任があるのではないかともっと問うべきではないかと思います。

やはり、最終的な地域課題の責任は誰が取るのかを、各地域で明確にした方がいいと思います。市町村にも投げかけても、なかなか行財政的な課題で手に負えないのであれば、県と相談しましょうという話になるかもしれない。現場ラインで、もう少し話さなければいけないことが、県に言えば県が全体的なフェーズの中でやるというのは、ちょっと時代的には逆行している気がします。議論の内容が抽象的すぎて、その先の議論に繋がっていない印象を受けました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。今、いただいた意見は、人材のこと、それから、行動障害のある方への支援のこと、グループホームをどう誰が設置するかという話でした。運営法人の有り様のこと、そして、全体として、様々な課題が上がっている中で、それについて、最終的にその見いだされた課題について、誰がどのような形で責任を取っていくのだろうか。取り組んでいくのかということも含めて、非常に本質的なお話をたくさんいただいたとっております。

皆様からいかがでしょうか。今のようなご意見も含めて、いろいろな考え方があると思っております。個別の課題のところについての議論でも、意見でも結構です。それから全体として出てきた課題というものの、当面は今、出ているような、【資料2（別表）】でまとめがされておりますが、こういったことを、どこの場の中で、議論し、県協議会の方に投げかけられたものをどうしていくのかということも大きな課題だと思っております。何しろ県協議会は年に2回しか開催されませんので、そこで議論するということが自体は、私自身は正直なところ不可能だと思っております。では、それをどのような形で、実際に進めていくのかというのは、また次回、年度末にお会いしましょうという中では、多分進めないですね。これはやはり大きな課題だと思っております。このあたりの間をどう埋めていくのかということも、皆さんから少しお知恵をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。下条委員お願いいたします。

《下条委員》

今回の課題の中に、行動障害のある方についての課題がかなり出ていますが、まず、行動障害のある方が、どうして施設入所ができないのかとか、入所したときにどういう問題が起きるのかということ具体的に挙げて、それを解決する方法を考えない限り、施設にそのまま入れても結局何もならないし、同じようなことを繰り返してしまうと思います。施設の入所ができない、その行動障害に対する対処ができない状態で、地域の在宅での生活ができるわけではないので、地域で生活をするためにも、まずはその行動障害のある方の、どういうところが問題で、どういう対処をすればいいのかというところの問題の洗い出しと、その対処方法を、まず支援の方々から検討して、挙げてもらうということがまず対応する一番なのではないかと思います。

《鈴木会長》

下条委員ありがとうございます。行動障害の方への支援のあり方について、もっと根本のところから課題をきちんと洗い直していくということの大切さをいただきました。県の立場の中で、行動障害の方も含めて、非常に支援の力を割いていただいている中井やまゆり園の中で、今のような議論、行動障害の部分でどのように対応されているのかということ何かございましたら、お話いただければと思いますが、井上委員いかがでしょうか。

《井上委員》

行動障害という「難しさ」を有する方たちに対して、「対応の仕方をどうしたものか悩んでいる」ということだと思います。

中井やまゆり園も十分な対応ができていない中ではありますが、「行動障害は障害ではない。」という立場に私たちは立っています。現状として、そのような困り感を持っている方たち、つまり他害行動に出てしまうとか、自傷行為をしてしまう等、その方たちに対して、日々職員が葛藤しているわけです。王道というものはありません。ただ、確かに言えるのは、一人ひとりが例えばその行動障害に関して、自分たちもびっくりしていて、「なんで自分の体が動いてしまうのだろうか。」「自分の身体が自由にならない。」と感じているというところに着目していくことは有効だと思っています。私たちは、研修等で学びを始めていて、例えばそれを原始反射が残っていると捉える。反射が残って

いるという観点に立って、一緒にそれをコントロールしていく、協働作業をしていくことを日常の支援の中で実践していこうとしています。

その支援というのは何かというと、プットイン等の機能トレーニングに終始せず、暮らしの中でそれを培っていこうというものです。いわゆる行動障害に対して、自分でコントロールできていくという経験を一つひとつ積み重ねていく。例えば、発達ということ言えば、「発達は、止まっているわけではない。」という観点に立って支援をしています。そういう積み重ねは人との関わり合いの中でしかできない、乗り越えることはできない。機械ではできない。人が関わって行って、他者との関係性の中で、それを乗り越えていくというプロセスを一つひとつ経ていきます。その中で、当然社会性の取組が必要となりますから、日常の暮らしの中でそういった経験を積み重ねていくことで、地域生活移行に至っていただこうと考えております。

これは当然、人によってスピード感は違います。支援者の力量によっても違います。そういうような形で私たちは支援を行おうとしています、それが正解かどうかわかりません。いろんな手法に関して、それぞれの考え方もあるでしょう。ただ、そういったようないろんなノウハウとか知見というのは、施設ごとにそれぞれお持ちだと思えます。そういったものを、例えばテーブルに出しつつ、トライ&エラーをしながら、知見を高めていき、神奈川県全体として、それを先進的に共有できるようなシステムができるといいのかなと思います。

《鈴木会長》

ありがとうございます。中井やまゆり園での支援における基本的な考え方や、行動障害のある方々の支援が色々なところで行われている中で得られている知見やスキル等が果たして共有できているのかということについて課題として挙げていただいたと思います。ありがとうございました。

人材育成、行動障害、そして、グループホーム、このあたりのところは先ほど森下委員にお話しいただいたところ、まさに各圏域から出てきた課題と非常に被っているところに合わせてお話をいただいたわけでございます。それでは、小泉委員お願いします。

《小泉委員》

私が少し気になったのが、行動障害がある方の居住の場であるグループホーム自体

が、地域から孤立しやすくなってしまおうという点です。また、毎年同じような課題を挙げられて、前年も言ったのに課題が改善されていない状況が続いてしまっている場合、どういった手が有効なのかということは、やはり意見を出し合わなくてはいけないと思っています。例えば、人材交流みたいなことを行うことで、歴史的にはうまくいっているのか、うまくいっていないのか等、地域交流の場をつくり、どういう交流の仕方をすれば、地域に開けた施設となり、内々での課題共有に留まらないような支援になるのかということは、好事例等から学ぶ必要があると思っています。

そして、県立の事業についても、今、一生懸命外から人材を入れる等、当事者目線という形で、少しずつ解決していていると思いますが、話を聞いていて、グループホームでは、同じことを繰り返さないで、地域で孤立させないために、開かれていて、地域に受入れられるのかということについて、もう少し協議会で検討していただければいいと思っています。

《鈴木会長》

ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだと思います。毎回同じような課題が挙がってくるという中で、ただただトレースして、「大変だ。大変だ。」と言っていることでは全く解決しないわけであって、それをどう進めていくのかということについて、大きな課題感をお話しいただいたと思っています。

皆さん、いかがでしょうか。今回出てきた課題、これを具体的にどう取り組むのか、誰が取り組むのかといったところで言うと、これはみんなが取り組むことということになると思いますが、みんなというと、どうしても責任の所在が曖昧になりがちとなります。その中で、先ほどの【資料1】の説明において、今回新たに設置された「運営会議」と、これまでの会議を少しブラッシュアップして作った「圏ナビ会議」という辺りのところについて、各圏域・政令市から挙がっているものをより具体的に、もう少し精度高く提言をしていくような方向性を示すような作業が必要になってくるという気もいたします。まだ、ここで出ているもの、もしかすると、本当は地域の中では、市町村協議会、或いは圏域協議会ではかなり精度が高いものが出ているのかもしれませんが、どうしても県協議会に出すと、大きなものになってしまうというのがあるのかもしれませんが、少しポイントを絞って、「行動障害のこと」或いは「グループホームのこと」、「人材確保・育成のこと」といったあたりを部会や、運営会議、圏ナビ会議等で、少し精度を

高めて議論をしていくということ、心掛けていくということは大事なことで思っております。

皆さんから、協議事項（１）協議会の活動の促進というところについて、他にはいかがでございましょうか。どうぞ。森下委員からお願いいたします。

《森下委員》

先ほどは、あり方やビジョンのような、少し課題的切り口で話しましたが、今度は、それに対する解決に関する取組の話で、これは県の力を借りてもいいと思うことです。例えば、各圏域に共通する課題がありますが、これは、比較的全国的にも似たような課題で、共通することは市町村だけで解決に当たるのではなく、その背景の分析や研究等は、テーマをもって県が中心になってもいいと思います。

行動障害の方を受入れるときに、共通課題を見つけ（研究テーマを見つけ）て、その課題に対して、例えば、圏ナビの中で、「行動障害について２年間研究しよう。１年目はこういうテーマで、２年目はそれを県の方に提言として出そう。」といった流れ等、県が施策として検討する材料にしていく。研究テーマは「グループホームのこと」や「行動障害のこと」「人材のこと」等、課題になっていることをテーマにしていく。研究等するとき、コンサルテーションのような外部の人たちを入れながらまとめていくこともあると思います。外部の人たちに力を借りながら、ある一定の研究テーマの成果物を出し、県に提言していく必要があると思います。或いは「共通課題の中から、県として検討した結果、皆さんにこういうことを考えて欲しい。」と投げかけ、それを研究テーマとして、みんなで考え、そして、県にまた報告をしていくというような流れです。

グループホームについては、意思決定支援のガイドラインの県バージョンを作っているように、私は重度障害のある方のグループホームの在り方について県バージョンのガイドラインがあってもいいのではと思います。重度障害者の受入れに必要な設備や人材像的なものであったり、また好事例を集めたり、実際にそういう人たちを受入れ支援を行っているグループホームの設備や人材や環境の工夫等を取り上げていく等、データを集めながら研究し、重度障害者の受入れのためのガイドラインを成果物として出していくのはどうでしょうか。

そういうことは県レベルで行うことは意味があると思います。今後、県と圏ナビで考えていく形で、課題解決へ向かっていくことをやっていただきたい。厚生労働省で色々

な研究事業とか、外部事業的なものを出して、目標値を持ちながらエビデンスを調べる等、研究事業として制度設計につなげています。最終的には制度設計につなげなくてはいけないとするならば、市町村レベルではなく、県と一緒にやっていかなければならないことだと思っています。

《鈴木会長》

ありがとうございます。森下委員から、実際の取組の手法について、実態を把握し、それを研究的な視点も含めて、事例を集め、その先の課題というものをきちんと提言というものが出てくるというお話をいただきました。私も研究者の端くれですが、そういったものは当然持つわけですが、そういう仕組みは、もしかすると、自立支援協議会の中で或いは県としっかりと協働関係を持つ中で持って行くことは必要だと思います。

なかなかすぐにどういう形で進めていくのかということについては、まだ出ておりませんが、まずは仕組みとして【資料1】に出ております。今の部分の話というのは、おそらく運営会議の中で、まずはしっかりと考えていく必要があると思っています。いろいろなご助言、ご意見をいただいたところを整理し、取組について、次回また同じ課題が出るのではなく、その課題について出ても、進捗があるということがお示しできるような、協議会での取組を進めたいと思っています。それでは、戸高副会長から、お願いします。

《戸高副会長》

【資料1】いずれのスライドも県の協議会が、どういうふうに神奈川県障害者施策審議会（以下「審議会」という。）につなげていくのかという時に、どのような仕組みになっていくのだろうと、以前から論議がありましたが、ここで言われている「連動」というものは、審議会も年に何回かしかない中で、県協議会で行われた論議をどのような形で課題化し、挙げていくのかというイメージについて、事務局でどうお持ちなのか伺いたい。また、「連動する。」と言ったときに、審議会の中にそれを連動できるような仕組みが現状としてあるのか、それとも何らかの仕掛けをしていくのかといったところを教えてください。

《鈴木会長》

ありがとうございます。県の方から見解についてお願いします。

《障害福祉課企画グループ 吉田グループリーダー（以下「GL」という。）》

障害福祉課企画グループ、GLの吉田と申します。忌憚のないご意見、どうもありがとうございます。審議会については、今年度は3回の開催を予定しております。審議会においても、この協議会においても、お互いにしっかりと繋がっていくことが重要なのではないかと、というご意見は以前からもいただいているとお聞きをしております。ただ、まだ現時点では、具体的に相互連動の仕方というところまでは検討ができてない部分があります。この協議会の中で何か課題等の話を、県の方でもしっかりと施策として検討すべきだといったご提言があった場合は、審議会に上げることは可能かと考えております。

《障害福祉課 鳥井課長》

障害福祉課の鳥井から少し補足をさせていただければと思います。

審議会の委員をこれまでに務めてこられた方もいらっしゃるかと思います。昨年度の審議会は、当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画の策定に中心に取り組み、その他のことについても審議をしているところです。今年度も、その計画に、新たに指標を追加することや、計画の評価をどういう形で今後進めていくかということ、そして、元々の障害福祉計画、障害者計画の計画年度は昨年度まででしたので、その最終評価をどうするかということあたりが、主な議題になっていこうかと思います。

計画の中には、障害福祉課や障害サービス課だけの施策だけではなくて、色々な課の施策を計画の中には入れ込んであります。協議会の中でもいただいた意見については、いろいろな施策に反映をさせていくことや、ここでいただいた意見を元に事業をもう少し具体化していこうかというように、どちらかというとその会議体同士の連動という話ではないですが、県事務局の方が、両方からいただいたご意見を参考にしながら、施策を何とか新たに作って、新たに作った施策については、計画の方に位置付けをしていくというような形で、繋げるように努力をしておりますので、そういう点では、事務局の方では、何とか連動させるように努めているところでございます。以上でございます。

《鈴木会長》

ありがとうございます。まだまだこのあたりのところは議論していかなければいけないかなと思いますし、より実のある連動というものを、模索していく必要があるかと思えます。他によろしいでしょうか。

では、続きまして協議事項（２）に入らせていただきたいと思います。「神奈川県高次脳機能障害相談支援体制連携調整委員会への委員推薦について」ということでございます。こちら事務局よりまずご説明のほどお願いいたします。

《協議事項（２）について障害福祉課企画グループ 栗山主任主事から説明》

【資料３】に基づいて説明し、横須賀・三浦圏域ナビの山崎委員を推薦

《村井委員》説明の補足

従来より、神奈川県内の高次脳機能障害に関して、取り組んでおりまして、おかげさまで皆様のご協力のもとに、県内の色々な施設が高次脳機能障害の方を受入れて、地域の中での役割を担えるような形を作っていただいております。毎年、これに関して、高次脳機能のいろんな問題点を抽出してこの中で話し合っ、下部組織として作業部会があるのですが、そこで、県内の色々な事業所の方で、高次脳機能障害にずっと取り組んでいらっしゃる事業所の方と意見交換しながら進めて参りました。

今回、横須賀・三浦圏域ナビの山崎委員に、是非、この調整連絡委員会の方のメンバーに入っていただきたいと思いますということで、ご推薦申し上げます。

《鈴木会長》

それでは、今、村井委員からもご説明をいただきましたが、本協議会の代表として、山崎委員に神奈川県高次脳機能障害相談支援体制連絡調整委員会にご参画いただきたいと思いますと思いますが、山崎委員、よろしいでしょうか。

《山崎委員》

はい。よろしく願いいたします。

≪鈴木会長≫

それでは、皆さん、賛成の方は拍手をお願いいたします。

【全員賛成】

過半数以上の賛成の意向が確認できましたので、山崎委員、一言お願いいたします。

≪山崎委員≫

高次脳機能障害のことは、私どもの法人ではあまりタッチしていなくて、医療的ケアについて当法人は弱い分野だとは思いますが、是非ご協力させていただきたいと思しますので、今後、一緒に勉強させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

≪鈴木会長≫

山崎委員、どうぞよろしくお願ひします。

では、ここで協議事項（2）のところまで参りました。ここまで、何か振り返ってございますか。なければ、ここで休憩をとらせていただこうかと思ひます。協議事項が一通り終わりましたので、10分間の休憩をとりたいと思ひます。現在、14時45分ですので55分再開させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

=====

休憩（10分間）

=====

《鈴木会長》

皆様よろしいでしょうか。それでは、時間となりましたので協議会を再開します。報告事項（１）として、障害福祉課からの報告がアからオまでございます。まずは、アの専門部会及び基幹相談支援センター連絡会の開催状況について、事務局お願いします。

《報告事項（１）アについて、障害福祉課調整グループ 川崎主査、企画グループ栗山主任主事から報告》

【資料４－１】及び【資料４－２】に基づいて説明

《鈴木会長》

ありがとうございます。イ 相談支援事業の実施状況について、事務局お願いします。

《報告事項（１）イについて、障害福祉課企画グループ 栗山主任主事から報告》

【資料５】に基づいて説明

《鈴木会長》

ありがとうございました。ウ 相談支援従事者研修の開催状況及び実施予定について、事務局お願いします。

《報告事項（１）ウについて、障害福祉課企画グループ 藤岡主任主事から報告》

【資料６】に基づいて説明

《鈴木会長》

ありがとうございました。エ 神奈川県相談支援事業所開設促進セミナーについて、事務局お願いします。

《報告事項（１）エについて、障害福祉課企画グループ 栗山主任主事から報告》

【資料７】に基づいて説明

《鈴木会長》

ありがとうございました。報告事項（１）障害福祉課からの報告について、のアからエまでを一括して説明していただきました。ここまでで皆様からご質問ご意見ございましたら、頂戴したいと思います。いかがでしょうか。では、小泉委員、お願いいたします。

《小泉委員》

【資料５】の「サービス等利用計画案におけるモニタリング設定期間について」において、私が事情を知らないで質問をしてしまうのですが、大和市の統計データが12ヶ月のモニタリングの設定期間が飛び抜けて多く、6ヶ月と12ヶ月でほとんどになってしまっているのには何か理由があるのか教えてください。

《鈴木会長》

ありがとうございます。このことについて事務局でどうでしょうか。

《障害福祉課企画グループ 栗山主任主事》

県では、統計について取りまとめておりますが、モニタリング設定期間の詳細については、各市町村に調査を行っていないため、大変申し訳ございませんが、モニタリング頻度の偏りについて把握しておりません。しかしながら、厚生労働省からは、一般的にモニタリング期間は6ヶ月と12ヶ月に集中してしまう傾向にありますが、その人その人の状態や状況に合わせて柔軟に設定して欲しいと言われております。県央圏域のため、八重樫委員は何か把握している情報はありますでしょうか。

《八重樫委員》

大和市の状況ですが、まずは【資料５】1ページ、セルフプラン率の表を御覧ください。大和市のセルフプラン率は、障害者総合支援法分が10.9%、児童福祉法分に関しては0%となっており、大和市の考えとすると、障害サービスを利用する方には、計画相談員をつけるという方針で進めておりますが、マンパワーの関係もあるので、その分、モニタリング頻度を、1年と長く設けている方が多いというような状況になっております。

《鈴木会長》

ありがとうございます。小泉委員いかがでしょうか。

《小泉委員》

私の記憶だと、かつては小田原市とかもかつてはすごく固定されたモニタリング期間でやっていて、今は改善されたと思いますが、やはり、障害のそれぞれの特性を考えて、その方その方に合わせたモニタリング期間をしっかりと、どこの市も設定できるようになっていくといいなと思います。

《鈴木会長》

ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。大和市の場合には、かなり特色のある取組と言いましょうか、皆さんに相談支援がつくが故に、モニタリングの期間が延びてしまったという、ちょっと苦しいところでもございます。他に皆様から何かご質問ご意見ございますか。では、小山委員、お願いいたします。

《小山委員》

私たちは一応働く側です。使用者虐待についてあまり報告が出ていないという理由は、多分、「親が下手に騒ぐと、仕事をクビになるから」と言って、相談しないことや、親が無理して仕事に行かせるという話をよく耳にするので、そういったことが原因だと思います。

私が以前働いた事業所においても、虐待があり、結構、殴る蹴る罵倒するということが当たり前のところでした。仕事に行くのは嫌だけど、親が「仕事に行け」と言ってきて、辞めたいのだけど、辞めずに結局みんな作業所に行っている感じです。

事業所の立場や、役割によってお互いに意見が違っている状況もあり、我々も働きにくいなと感じてしまうことがあります。また、支援者の中には、「どうして障害者は障害者のために働かないの?」と言われることや、年金についても、「私たちの税金で年金貰っているの?」と言ってくる人もいます。雇用形態が変化することで扱いに変化があるとその圧力が増すことや、最初に、募集していた内容の仕事と全然違う仕事にだんだん変わってきてしまうことも結構あります。障害者が障害者を指導している状況もあり、私の以前の職場の先輩は障害者で、「お前が失敗したら俺が怒られる。」と言われたこと

もある。そのようなことから、誰も頼れる人がいないという現場になってしまい、すぐ事務所が変わってしまうのだと思います。

《鈴木会長》

ありがとうございました。小山委員のお話は、障害者虐待のところで、雇用の場、働く場の中でのというところで、【資料 4-1】のところにございますが、権利擁護部会のところでこういったことが話題になってというところがありました。なかなか見えにくさがあるということだと思います。

この辺りのことについて、事務局の方ではいかがでしょうか。

《障害福祉課調整グループ 川崎主査》

障害福祉課調整グループの川崎です。先ほど権利擁護部会のところで、説明をさせていただきましたが、貴重なご意見本当にありがとうございます。

こちらとしても、計上されている件数が少ないというのは、まさに小山委員がおっしゃったように、いろいろな要因があるというところは、こちらも考えております。そのことに加えてそもそも使用者による障害者虐待というカテゴリーがあるというところが、まだまだ周知不足であると感じておまして、そこについては先ほどもお伝えしたとおり、かながわ福祉サービス振興会と一緒に、今、周知活動をさせていただいております。

また、小山委員のご意見の中で、求人の場合と違うというようなお話をいただきましたが、やはり、県の方に寄せられている事例や、相談の中でも、そういったことはとても多く、書いてある内容と全然違う業務に就くこととなった話や、できないことまで押し付けられるというような労働案件の相談も寄せられておりますので、そこについては、労働局と連携させていただきながら、少しでも障害をお持ちの方が働きやすい環境を作っていけるように、こちらとしても、取り組んでいきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。どうぞ、鳥井課長からよろしく申し上げます。

《障害福祉課 鳥井課長》

小山委員からのご意見で、少し補足をさせていただければと思います。

虐待に至らない、働く場でのいろいろな嫌な思いというのは、小山委員からはそういうお話をいただいたことがあるので、おありなのだと思います。実際、障害者が雇用されている場での一人ひとりが本当に生き活きと働くことができているのかというのは、まだまだ、充分ではないのではないと県の方でも捉えておまして、実際、障害者雇用について、県の中で担当しているのは、雇用労政課になりますが、そこと私ども障害福祉課が連携をして、より多くの方へ届くよう、何らかのいい施策ができないか、今検討を進めているところですので、もう少し良い方向に進められればと思っております。ご意見をいただきましてありがとうございます。

《鈴木会長》

ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。下条委員お願いいたします。

《下条委員》

権利擁護部会の報告の中に、「県障害福祉課からヘルプマーク事業の取組みを発表した。」とありますが、どのような取組みの発表があったのか教えてください。

《鈴木会長》

では、事務局、回答をお願いいたします。

《障害福祉課調整グループ 川崎主査》

ご質問ありがとうございます。障害福祉課調整グループの川崎です。

ヘルプマーク事業についてですが、障害福祉課調整グループで業者に作成を依頼させていただいて、県内の政令市を除く各市町村に配布をさせていただいておりますので、各市町村の障害福祉主管課の窓口で受け取ることができます。

県が作成したヘルプマークは、L I M E X（ライメックス）という、石灰石を資源量とした環境にやさしい素材を使っており、破れにくいような工夫を毎年重ね、少しでも頑丈なものになればということで作成をしております。

《鈴木会長》

仕様だけでなく、普及等の取組みについてもお聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。

《下条委員》

ヘルプマークについては、ご紹介いただいたL I M E X（ライメックス）製のものを私も使用しているのですが、周囲からとても評判が悪いです。薄すぎてしまって、1枚だと少しペラペラで使いづらいです。それであと、破れにくいようにと、どんどん新しくなっているというお話なのですが、どうしても上のところを紐で結んでしまっているのでもそこが切れやすくなっていて、いつの間にか切れてなくなってしまったりとか、すごく汚れやすかったりとか使いづらさがとてもあります。私や、周辺の人たちも使っているのですがちょっと使いづらいという評判です。以前の厚みのある頃の方が使いやすかったという声もあり、あちらの方が壊れにくくて、使いやすいので以前の物を探しているという方の声をよく聞きます。

《鈴木会長》

小泉委員からもその通りだと、ということで、是非参考にさせていただければと思います。小山委員いかがでしょうか。

《小山委員》

ヘルプマークについて、意味を知っている人が全然いないのではないかと思います。

《下条委員》

ヘルプマークの周知については、結構されていて、バスとか電車とかの中にポスターが貼ってあるのも見るようになってきました。しかしながら、それだけ周知されていても、ポスターを見てくれないと思います。もしくは、目に入っているでもそれを無視されていて、それを見ていないと捉えているということはよくあることだと思います。また、ヘルプマークを持っていることのメリットということと、逆に、ヘルプマークを持っていることによるデメリットっていうのが、結構、色々なところで話が出ていたりして、ヘルプマークを持っているから逆に何か言われたとか、されたとか、近

づかないようにしているということもSNSで散見されます。

そういうこともあるので、周知をする場合にそのヘルプマークがどういうもので、こういう人が持っているということをもう少ししっかりと周知していただければと思います。

《鈴木会長》

下条委員、補足の意見ありがとうございます。鳥井課長お願いします。

《障害福祉課 鳥井課長》

ヘルプマークについて多くの御意見をいただきましたので、障害福祉課鳥井からご説明させていただきます。

まず、ヘルプマークについてどのぐらい知られているかという話は、「県民ニーズ調査」を毎年ヘルプマークに関して行っておりますが、「意味はわからないけど、知っている。」という回答を含め、調査をさせていただいています。「ヘルプマークの意味も知っている人」ということだと、今65%ぐらいはご存じだということですが、ただそれで、「知っている。」という人が、「配慮しているのか。」ということについては、またちょっと別のお話かと思います。県においては、障害福祉課のホームページで、ヘルプマークをつけていらっしゃる方はどういう方なのかということを紹介させていただいております。

ヘルプマークの利用については、障害の有無に限らずのため、東京都が出されているものはかなり広いため、それに合わせて、神奈川県も範囲を設定し、ホームページ等で紹介をしています。

また、各交通機関等に依頼して、ポスターやチラシ、ステッカーを貼っていただいております。このことについては今後も続けていけたらと思っております。

素材に関しては、元々東京都で作られているシリコン素材のようなものと同じものを神奈川県でも作っておりましたが、金型を持っているところが1箇所の会社しかないということで、個数を多く作れないということがありました。県内でできるだけ作れるよう、できれば障害福祉の事業所の方で作成ができるようにということを考え、今のよう形にしています。先ほど川崎主査が話をしたように、年々厚みを増すようにはしておりますので、その辺りについては、何とか改善を図っているところです。そして、1人

1個しか配布していないという形ではないので、もし壊れてしまった場合等は、各市町村の窓口に行っていただければ、障害者手帳等の提示がなくても、受け取れますので、ご活用ください。「配慮を得ることが出来ない。」というところの周知の部分については、引き続き努力していきます。

《鈴木会長》

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。森下委員お願いいたします。

《森下委員》

2点ほどです。1つは、【資料5】の数字を見ながら、特にモニタリング設定期間についての数値を見ながら、どちらかというセルフプラン率よりも、モニタリングを重視しなくてはならないと普段から考えていますので、セルフプラン率が高いことも「良し」とは思わないけれど、モニタリングはどうなっているのかいつも注目しています。

それで、国のからは、複数のサービスを使っていたり、医療的ケアがあったり、或いは課題性があるケースについては、在宅においては、3ヶ月に1回、入所施設では、6ヶ月に1回と言いつつも、こまめにモニタリングをやりましょう、新しいプランの時の当初の3ヶ月間は毎月やってくださいと、丁寧に質を高めるように求めていると私は理解していましたが、例えば、先ほど横須賀・三浦圏域の中で行動障害の方の課題などがあつたとき、それはサービスの量としては、なかなか解決できないのだけど、それを現場の人たちは何をもって話題やテーマにしているのかということを見たときに、横須賀市の毎月のモニタリングで0.4%とか2ヶ月0.1%で、スタンダードの3ヶ月と6ヶ月を見るとほぼ5割です。5割ということは何かということ、ほぼほぼ定型的なモニタリングしかされていないと読み込むことができ、その他のオプション的モニタリングは0.0%ということで、ほとんどされていない。つまり、サービスの量はないし、質を図っていくためのモニタリングも定型的にしか行われていないとなると、現場的な解決は何を持って行おうとしているか見えないことが数字を見たときに感じます。

つまり、毎月やっているとかその他のモニタリングをやることで、先ほどの行動障害の課題についても、そのサービスの量ではなくて、現場の何らかの質の工夫で解決の向かうことができると感じます。このような数値から、圏ナビの皆さんが、何を読み取り評価するのは、各地域のセルフプラン率と、このモニタリング率のところで、もうち

よっと分析を今後していつていただいた方が、自分たちが何をすればいいのかが見えてくるのではないだろうかということをお印象として思いました。

やはり、毎月とか2ヶ月とか、その他あたりの数値が、重度障害の方や行動障害がある方、他のサービスを複数利用しなければいけない方々の支援に大きく関係していくものと思いました。

2つ目は、今度は逆に【資料6】の相談支援専門員の市町村から見た充足度について、その不足していることで「やりたくてもできない」ということになる可能性は単純にあるわけです。人がいない。ただその前の実施状況の数字を見ると、大体神奈川県で研修定員を200名に設定する中、それに対して、初任者研修では、今回は177人と200人近い。だから300人を研修の数字にする必要はないということはデータから妥当な設定と読み取れます。現任者研修も大体そのぐらいの数字は、そういう理由だろうなということとはよくわかります。

と、いうことは何かというと、相談支援従事者の実人数についてどうかというと、令和4年と令和5年が133名も、なぜぐんと増えたのかということの理由はわかりませんが、養成者数が増えているから、連動して増えているのだと思います。それまでは、20名から30名くらいしか毎年増えてなかったのが、令和4年と令和5年については133名、ぐんと人数が増えています。努力した結果として増えるのかもしれませんが、ただ、研修を受ける人たちの数が極端に増えているわけではないので、何が工夫されたのか、現場で何が起こったのか興味があります。相談員の不足は、結局、先ほどの話ですと、研修は受けたけれども、職に就く人がいない。今後も変わらない可能性があると思います。どういう背景が理由になっているのか、実はもうちょっと知りたいと思いました。そのことによって、対応策がもう少し変わってくるのではないのでしょうか。人材の数の問題ではなくて、別の問題として考えなくてははいけないかもしれません。この「わからない」と「不足している」を足すと97%で、ほとんどの市町村が「不足している」と回答しています。だから、もう少しこの理由について分析していただくことによって、対策を考えないと、毎年この数字は変わらないでずっと不足して、セルフプランがただ上がっていつてしまうように感じました。もう少し細かい理由を調査してもいいのではないかなと思いました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。この辺りについて、事務局へは意見として受け止めていただけたらと思います。山崎委員お願いいたします。

《山崎委員》

相談員のところを圏域から少しご報告させていただきます。【資料5】の相談支援専門員の実人数の横須賀・三浦圏域を御覧ください。昨年度から横須賀+1、逗子が-2で、葉山は+2で、合わせると圏域全体で+1で、人数が増えているように感じます。ただ、令和4年度と令和5年度の常勤換算の視点で見ると、圏域全体では、-2ぐらいになってしまいます。実質の人数が増えても、兼務の人が増えてしまって、常勤換算では2ぐらい減るということは、それなりにやはり計画相談の担当をできる人が、減ってしまっている。

また、どこの圏域からも言われるのが、児童の件数が圧倒的に増えてしまって、私が横須賀・三浦圏域を担当させていただき始めた令和2年度当初は横須賀市以外の、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町すべてセルフプランゼロを謳っていました。しかし、現在は、三浦はセルフプランゼロで実施できていますが、鎌倉市に関しては、成人の方に関しては20%となっていて、セルフプランがゼロだった地域が20%近くにまで上がってしまっていて、三浦は0と言いながら2%発生しています。児童に関しては葉山が16.8%というように、鎌倉も10%、児童のところは0%を維持するのが本当に大変で、そのためにモニタリングをやはり飛ばしてしまっているということが、圏域の中において報告として上がっておりますので、やはり相談支援専門員がこれだけ受講してもなかなか増えないというのが現状だと、横須賀・三浦圏域に関しては、話が挙がっています。

《鈴木会長》

ありがとうございます。今、いろいろな数字の読み解きについて、具体的な説明をいただきました。では、戸高副会長からお願いいたします。

《戸高副会長》

先ほど【資料6】について単純に計算をしましたが、相談支援従事者の実人数が、令和5年1,717人で初任者研修の修了者数6,948人から割り出すと、24%でした。ほとん

ど令和1年は26%、令和2年度は25%、令和3年度は24%、令和4年度は24%と、ほとんど率としてはそんなに増えてないことがわかりました。あと相談支援事業所はどのくらいあって、相談事業所の数とクロスして、本来相談支援事業所が増えていかないなかなか増えていかないという感じがするので、実態的にはそんなにパーセンテージ的には、伸びがないみたいな数字となります。そのため、この数字だけだと、何なのかなと思うので、実態はどうなのかということクロスで分析をしてみたらいいのかなと思いました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。これも事務局にはご意見として、是非、いろいろな角度から数字を見させていただけるとありがたいです。では、菊本委員、お願いいたします。

《菊本委員》

様々なご意見ありがとうございます。研修企画部会の座長をさせていただいておりますので、今のお話について少し補足をさせていただきます。研修部会では、相談支援専門員の養成に関しては相当議論して、できるだけ実務に就く可能性の高い方が初任者研修等の受講をしていただきたいといくことで工夫をしてきた結果が先ほどの全体の数字には多少なりとも、反映をしてきているかなと感じています。

本日の協議事項（1）の議論からこれまでの報告事項が全て繋がったお話として、少し補足的なお話をさせていただくと、相談支援が始まって、元々は委託相談という形で計画を作ることだけが相談の趣旨ではなかったものが、計画相談が入ってきて、介護保険寄り、サービス調整的な機能が相談支援に求められてきた中で、今の形に少しずつ固まりつつあるわけですが、そうすると、神奈川県においては、これまでの本協議会等で提案をさせていただいた、大きな流れの図として【資料1】にありますように、県の協議会としても、地域実態が変わってきている中で、体制整備をどう改善をし、もっと機能的なものにするのかということ今議論の途上だと私は思っています。そのため、運営会議を設置し、この間、初めての運営会議を行わせていただいて、この協議会の場がより有効的なものになるようにと議論が始まっております。

その中で、残念ながら、図にある圏域の協議会の圏ナビのところは1ヶ所欠けてしまっているという現状があり、それを何とか穴が開いた状態から元の状態に、きちっとし

た体制にもう一度戻し、そして、さらにこの圏域ナビの会議をもっと有効的なものにして、森下委員からもご指摘があったように、もう少し実務的な提案や、県の協議会として意見が言えるものに修練した形で、報告をしていくということが求められているということが認識がされ、少しずつ始まっていると思っています。

ですから、【資料2（別表）】のような形で、いわゆる地域のウィークネスばかりをこの場に挙げて、何とかしてもらいたいという協議会の実態をもう少し検討し直す必要があり、そのための具体的なテーマ、協議会の中身を作っていくのはおそらく圏ナビ会議だろうと思っています。

また、基幹相談支援センター連絡会の報告の中に、小川相談支援専門官による報酬改定のポイントの説明について少し補足で説明をさせていただきます。厚生労働省からの説明を受けてすべてが報酬改定でよかったねという話ではなくて、この報酬改定を受けて、自分たちの地域の相談の体制整備や、それから今日何度も出ていました、強度行動障害を有するような方々の、地域支援の受け止めの仕方についても、国が施策を作っていますので、各圏域や、それから各市町村になると思いますが、市町村の協議会でしっかりと今回の報酬改定の意図や、報酬改定を受けて、武器としてどう自分たちの地域づくりや、福祉サービスの向上を努めていくということを参加された方に投げかけております。また、小川相談支援専門官の話を受けて、皆様方には宿題として、そういった地域の中で、相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サビ児管」という。）等が、集まって報酬改定の勉強会等をしないと理解等が深まらないと思っていますので、その点についても、提案をさせていただきました。

ですから、県内の実態については、県が今日の資料として出させていただいて、かなりいろいろと目につくところはあるとは思いますが、一足飛びにその数字がすべて改善されるということではないだろうと思っていますので、もう少しお時間をいただきながら、市町村の協議会をもう一段バージョンアップ、アップデートしていく、それを主導していくのは圏ナビと考えていて、その修練したものをきちっと県に報告をしていくということで、その地域実態に合わせた体制整備が今、私は進んできていると思っていますので、もう少しお時間をいただければありがたいと思っています。以上でございます。

《鈴木会長》

菊本委員ありがとうございました。よろしいでしょうか。では、報告事項（1）アか

らエのところまでの部分での質疑応答でした。次のオに進みたいと思います。人材育成ビジョンについてということで、事務局と菊本委員から説明いただくということで、まずは事務局からお願いいたします。

《報告事項（１）オについて、障害福祉課企画グループ栗山主任主事から報告》

【資料８－１】に基づいて説明

《菊本委員》説明の補足

先ほどの話にも繋がることですが、先ほど説明をさせていただきましたように、地域実態については、制度の変更等々を受けて相当変わってきています。そのため、これも森下委員からご指摘があった通り、地域実態に必要な人材をどう育成をしていくのかということを新たなビジョンの中にきちっと位置付けなくてはいけないだろうと思っています。

具体的には、先ほどの説明と重複しますが、委託相談ということで、相談をまず一義的に受けとめて、ご本人とのパートナーシップを組み、本人の希望する暮らしを実現させていくということをさせていただくということが、相談支援で始まっていたわけですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や、障害者自立支援法等々を踏まえて、やはり、障害者のケアマネジメント、障害者のサービス調整に相談支援が組み込まれていく中で、新たな重要な責務が出てきています。基幹相談支援センターが各地で整備をされてきていて、そういう意味では、その地域の人材育成をどこが担っていくのかということも一定程度、体制整備ができた基礎自治体が増えてきています。ですから、そういった形で、私がよく例え話として使うのは、最初は何もないところに種を蒔かせていただいて、それで陽を当てて、水をやって、植物を育ててきたという形で相談支援も育ててきたと思うわけですが、その中で、一定程度、実りもあつたと思います。ただ、今もう求められているのは、その中で得られる果実の質を上げていかなければいけない時期を迎えていると思っています。そのために、必要なものとして、基幹相談支援センターや、主任相談支援専門員というものが位置付けられてきて、そして、報酬改定でその裏付けとなる報酬もついてきておりますので、その漫然と地域が変わらないということで今までと同じ仕組みで、地域の中で展開するのではなくて、サビ児管と相談支援専門員が力を合わせて、地域の実態に合わせた提供の方法を検討

し、そして、地域課題と呼ばれるものがもしあるのであれば、しっかりと協議会の中で議論をしていくということが求められていると思っています。そのため、それらに必要な力を持った人材をどう作っていくかということを新たに今までのものを当然ベースにしながらも、アップデートさせていただければと思っていますので、皆様方にお力をお借りする場面もあると思いますので、その時にはどうぞよろしくお願いします。以上でございます。

《鈴木会長》

菊本委員補足ありがとうございます。相談支援専門員の人材育成ビジョンの改定について説明をいただいたところです。引き続き、サビ児管の人材育成についてのビジョンが作られるということで、こちらについても説明をお願いします。

《報告事項（１）オについて、障害サービス課事業支援グループ 神尾主事から報告》

【資料８－２】に基づいて説明

《鈴木会長》

ありがとうございます。相談支援専門員とサビ児管の２つの人材育成ビジョンについての説明でした。障害のある方々の生活の全体を支えていく相談支援と、個々の事業における計画を立てていくというサビ児管の２つが表裏一体の人材育成ビジョンができるということでございます。皆様から何か、このことについてご質問ご意見ございますか。では、菊本委員お願いいたします。

《菊本委員》

１点だけ確認があります。サビ児管の人材育成ビジョンの策定イメージはこれで決まりではないと思いますが、【資料８－２】を見させていただくと、「地域づくり」という言葉はどこにもないのですが、これは意図的でしょうか。先ほどお話をしたように、多分地域ではサビ児管であっても、地域を踏まえた活動が求められると思うのですが、その部分がすっぽりないので、何か別立てなのかなと思っていますのですがいかがでしょうか。

《鈴木会長》

このことについていかがでしょうか。

《障害サービス課事業支援グループ 神尾主事》

説明させていただきます。おっしゃる通り、サビ児管となっていたときには、地域で横の繋がり等というところが求められます。この中に、名称として出てはいないところではありますが、サビ児管となられた後、自己検証されていく中の記載として、設けさせていただく予定でございます。この案の段階の中では、章立てとしては設けられておりませんでした。そういった点も踏まえて、今後策定させていただきたいと思っております。

《鈴木会長》

ありがとうございました。他に皆様からいかがでございましょうか。どうぞ、森下委員お願いいたします。

《森下委員》

同じようなことを実は感じていまして、これは私の勝手な印象かもしれませんが、「キャリアパス」は、もう馴染んだ言葉だと思いますが、キャリアパスは、どうも最近の福祉業界を見ても、或いは子どもたちの色々なことを見ても、何か将来に向けて縦に成長していく、積み重ねていく力、縦に能力を高めていくという感じがしますが、福祉は、やはり横の繋がりとか横の広がり、関係性等、まさに先ほど菊本委員からお話があった地域を作っていくところに、相談支援専門員やサビ児管も、それが共通土台にあった上で、自分たちの専門性はどうなっていくのかという、今の時代は地域づくりと地域のニーズ性を踏まえるということは、両方に共通視点として置いて考えないと、サビ児管は、施設の中のことだけで、建物の外のことは相談支援専門員となってしまいます。そうすると、施設の中で解決できない課題が起きたときに、もうそれは相談支援専門員に丸投げする形になってしまいます。そんなことではなく、Aさんの人生は建物の中で終わるのではなく、24時間いろいろなサービスや、フォーマル・インフォーマルな中で展開しているところに、私たちが登場するわけだから、他との関係性や他のことを、常に見据えながら、自分の役割はどこだということを考えなくてはいけない。そこにベースライ

ンに置かないと、一緒にやっていくものが何も生まれませんと思います。役割分担を中心に分業化が進んでいますが、それが質を高めていく妨げになる大きな要因になっているような気がします。だから、サビ児管がいてもいなくても、何となく回っている施設もあるし、それは経験値でやっているところもあります。その他で、例えば、両方に共通する言葉として、必要な力として「大切なこと（価値）」というのは何を示しているのかということを知りたいです。

《鈴木会長》

ありがとうございます。いかがでしょうか。「大切なこと（価値）」の部分というのは、多分ソーシャルワークの価値のようなどころになってくるのかなというふうに思っていて、ただ、それでは非常に抽象的なものであるので、より具体的になればと、個人的には思っていますが、どうでしょう。

《障害福祉課企画グループ 栗山主任主事》

鈴木会長のおっしゃる通り、ソーシャルワーク的な必要な部分ということで、位置付けておりますが、内容についてはこれから詰めていく部分ではありますので、実際にその価値や、大切にしていかななくてはならないことについてもより分かりやすく具体的に示していきたいと思っております。

《鈴木会長》

ありがとうございます。森下委員いかがでしょうか。

《森下委員》

先ほど菊本委員が最初に、今の制度の変容の中で、初期段階にはパートナーシップ的要素が相談員の中にあつたとありました。それが新たな役割が展開される流れの中で、どうも今の新たな役割は、制度をどう展開していくのかという役割で、本来のケアマネジメント手法を用いての展開になっていない。改めて、ソーシャルワークの考え方と、先ほどパートナーシップ的な、本質的な価値観がなければいけないかと思いました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。事務局にはそのあたりをお含み置きいただければと思いま

す。ここまでで報告事項（１）が終わり、この後、地域福祉課からの報告、そして、障害サービス課からの報告と続きます。

では、報告事項（２）地域福祉課からの報告ということで、支援員助手事業について報告をお願いします。

《報告事項（２）について、地域福祉課福祉介護人材グループ 熊岡主査から報告》

【資料 9】に基づいて報告

《鈴木会長》

ありがとうございました。

では、続きまして、障害サービス課からの報告を順にお願いいたします。まずは、株式会社恵の不正行為への連座制の適用と対応についてということで、お願い申し上げます。

《報告事項（３）アについて、障害サービス課監査グループ 青木 G L から報告》

【資料 10】に基づいて報告

《鈴木会長》

ありがとうございます。今ご説明いただきました、株式会社恵の連座制の適用の対応ということで、今ご報告の中にごございました通り 7 ホームが対象であったということでした。大変残念なことではありますが、皆様からこのことについて何かご質問ご意見ありますでしょうか。

では、続いてイからエについては、併せてご報告をいただこうと思います。まず、県立障害者支援施設における虐待事案への対応状況についてお願い申し上げます。

《報告事項（３）イからエについて、障害サービス課運営指導グループ 岸岡 G L、独立行政法人化グループ木下 G L から報告》

【資料 11】【資料 12】【資料 13】に基づき説明

《鈴木会長》

ありがとうございます。次第の（３）のイからエについて説明をいただきました。皆様からご質問ご意見ございますか。森下委員、お願いいたします。

《森下委員》

【資料 12】 5 ページ（ルビあり資料は 6 ページ）「ウ アクションプランの見直し内容」（ア）についてですが、何となく少し違和感があった文章で、「利用者を主体とした地域づくり」というと、違和感があります。前のものを見ると、地域の中で利用者の主体的な暮らしを支える、主体的な活動をしていくということを目指すことであって、「利用者を主体としての地域づくり」はあり得るのでしょうか。利用者を主体とした地域というのは、福祉の中の概念としてはないと思います。地域の中で利用者が主体的に暮らせるための支援や活動等をしていく。それに対して職員が共感性を深めていくのだと思うのですが、ここの文章は違和感のある文章と思いました。

《鈴木会長》

森下委員ありがとうございます。確かに、ご指摘のところは、少し主客が転倒するような感じが少ししています。ここの部分については、県のアドバイザー会議も含めての取組という文章になっていますので、そのあたりのところ、協議会の中で意見が出たということをお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。他に皆様からいかがでしょうか。小山委員お願いします。

《小山委員》

中井やまゆり園で虐待ばかりがずっと続いているというか、何でこう続くのだろうと思っっているのです。

私も作業所に行ったとき隣に重度の人がいて、1 日見ていたのですが、かなり言うことを聞かない。女性が面倒を見ていて、結構大変で、マンツーマンでやっているのかなという感じで、職員 1 人に対して利用者 1 人で、それだから余裕がないのか、最低限 2 人か 3 人ぐらい必ず見るとか、ルールを決めるとか、或いは 2、3 ヶ月研修という形で見るとか、一人ひとりのこういった話をするとか、なるべく障害だっていうのは本で読むのと、私たちって全然障害というものは違います。本で読む精神とか知的、身体は

全然違います。ちゃんと私たちも生きていますので、それぞれ障害によって全然違います。てんかんはひっくり返って発作を起こすのだろうとよく言われますが、そうではなくて、軽いものがあれば重いものもあって、いろいろ障害と言っても、本を読んだから、この仕事をやってみようという感じで、仕事に就いていて、軽い気持ちで始めている人がいて、多分、虐待する人たちというのはそういう人たちだと思います。仕事がないから、そういった軽い気持ちで仕事を始める人が増えていると聞きますし、ハローワークとでもよくそういった人たちを募集しています。そういう感覚の、仕事がないからじゃあこの仕事をという感覚の人が増えていると私としては感じています。

《鈴木会長》

小山委員ありがとうございます。支援に関わる人の課題ですよね。ご意見いただきました。ありがとうございます。

では、報告事項（3）障害サービス課からの報告のオ 障害児移行促進事業「マッチング会議」の設置について説明をお願いします。

《報告事項（3）オについて、障害サービス課福祉施設グループ 伊東主事から報告》

【資料14】に基づいて説明

《鈴木会長》

ありがとうございました。令和6年度の取組の事業の中で、マッチング会議の設置ということについてご説明をいただきました。この構成員の中には、圏ナビの皆さんの中で、どなたかも入るとのことかと思えます。マッチング会議の設置について皆さんからご質問ご意見ございましたら頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

障害サービス課からの報告は大変たくさんございましたけど、端的にまとめていただきまして、お礼申し上げます。ありがとうございます。

では、続きましてその他になりますが何か議題は、事務局はありますか。ないようですので、今日与えられた議事につきましては、すべて終了となります。皆様何か最後に伝えておきたいこと等ございましたら、承りたいと思います。

他よろしいようであれば、進行を事務局の方にお戻ししたいと思います。定刻を10分ほど超過しておりますことをお詫び申し上げます。

《障害福祉課 鳥井課長》

鈴木会長ありがとうございました。また、本協議会の委員の皆様も、長時間に渡り、本当にありがとうございました。活発なご意見をいただき良い協議会になったと思います。本当にありがとうございます。

今年度の協議会につきましては、2回の開催を予定しております。本日の冒頭、何もせずに何となく3月というのはよくないという話もありましたが、我々としても、そのことについては本当にその通りだと思っておりまして、次回確かに来年の3月に開催を予定しておりますが、それまでに色々な取組を進めていきたいと思っておりますので、皆様その時にはまたご出席をよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第37回神奈川県障害者自立支援協議会を閉会します。

本日は本当にありがとうございました。